

住所変更手続きのしおり

嵐山町平沢土地区画整理組合

住所変更手続きのしおりについて

平素より、当組合の運営に対しましてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
平成6年より施行されてきました嵐山町平沢土地区画整理事業の換地処分の公告がされました。

施行地区は新たな地番に変更となり、施行地区にお住まいの皆様や事業所の住所は、換地処分の公告以降は新たな住所を使用していただくこととなります。

このしおりは、住所変更に伴うご説明や諸手続きについてまとめたものとなっており、施行地区にお住まいの皆様方の住所変更に際してのご案内をさせていただきます。

※ 換地処分日 令和4年9月2日（金）

よってその翌日より住所が変更になっております。

目次

1	新しい住所について	1
2	郵便番号について	1
3	地番変更に伴う証明書の交付について	2
4	住所変更の手続きについて	3～7
	①住所変更の必要がないものについて	3～4
	②住所変更の必要があるものについて	4～7
	自動車関連	5
	公共サービス	6
	住民登録関連	6
	年金・保険関連	7
	会社・法人関連	7
	不動産(土地・建物)関連	8
5	登記申請について	7～8
6	関係機関連絡先	9～10
7	住所変更のお知らせ用はがきについて	11

1 新しい住所について

新たな住所は、以下のとおりに変更となります。(例)

住所	}	<u>地番が変更されます。</u>
本籍		
<u>変更前</u>		<u>変更後</u>
嵐山町大字平澤〇〇〇番地〇〇	➡	嵐山町大字平澤〇〇〇〇番地 (建物の所在地は番地で表します。)

不動産(土地・建物)	<u>地番が変更され、小字は廃止されます。</u>	
<u>変更前</u>		<u>変更後</u>
嵐山町大字平澤字中谷〇〇〇番〇〇	➡	嵐山町大字平澤〇〇〇〇番 (土地の地番は番で表します。)

2 郵便番号について

郵便番号につきましては、変更はございません。
今までのとおりの郵便番号をお使いください。

郵便番号 〒355-0215 (平沢)

 〒355-0214 (志賀)

3 地番変更に伴う証明書の交付について

地番変更に伴い、住所変更の各種手続きにおいて住所が変更されたことの証明書(住所変更証明書等)が必要となる場合があります。こちらの証明書は、換地処分公告日以降に順次郵送いたしますが、不足が生じた場合、嵐山町役場等において交付いたしますので、必要に応じて申請をお願いいたします。各種証明書の交付は無料となります。また、住所変更手続きを行う提出先では、有効期限を設けている場合がございますのでご注意ください。

交付証明書の種類

・住所変更証明書

個人の住所が変更になったことを証明します。

【必要になる手続きの例】

- 土地・建物の不動産登記名義人の住所変更
- 運転免許証の住所変更、車検証の住所変更
- 株式会社代表取締役の住所や特例有限会社の取締役・監査役の住所変更

・本籍変更証明書

個人の本籍が変更になったことを証明します。

【必要になる手続きの例】

- 運転免許証の本籍記載欄の住所変更

【交付場所】

嵐山町役場 町民課

TEL:0493-62-2154

※その他の地番変更に伴う証明書は、下記のとおりになります。

・法人(施設)等所在地変更証明書

法人又は施設の所在地が変更になったことを証明します。

【必要になる手続きの例】

- 会社・各種法人の本店・支店(主たる事務所・従たる事務所)の所在地の変更登記

・土地地番変更証明書

※この証明書は、土地の地番が変更になったことのみのもので証明です。

【必要になる手続きの例】

- 更地の地番変更を証明する必要がある諸手続き
- 町外の土地所有者が地番変更を証明する必要がある諸手続き

【交付場所】

嵐山町役場 税務課

TEL:0493-62-2153

4 住所変更の手続きについて

新たな住所地番へ変更となることに伴い、町役場・法務局等で職権により自動的に変更になるものと、お住まいの方々に住所変更の手続きをしていただく必要があるものがございます。

次に例をご案内いたしますので、ご自身で該当する項目をご確認ください。

① 住所変更手続きの必要がないもの

町役場	住民票(住民基本台帳) 選挙人名簿 土地・家屋課税台帳 原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車の所有者住所変更恩給を受けている方の住所変更(※) ※恩給については原則、住所変更は必要ありませんが、通知書等送付先と住民票の住所が異なる場合(施設等に入居されている等)は、住所変更届出が必要となります。詳細につきましては町民課にお問い合わせください。	戸籍・戸籍の附票 印鑑登録原票 町県民税課税台帳
法務局	土地登記簿(表題部のみ) ※所有名義人などの住所はご本人の申請があるまで変更されません。詳しくは8ページをご覧ください。	建物登記簿(表題部のみ)
公共サービス	NHK、NTT(固定電話)、ガス、水道、郵便	
その他	旅券(パスポート) ※ご自身で裏表紙の所持人記入欄の現住所を2本線で消し、余白に新しい住所を記入して、そのままご使用ください。	

地番変更の手続きなしで送付される書類

手続き	担当課	備考
国民健康保険、後期高齢者医療保険 ・被保険者証 ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証	嵐山町役場 町民課 保険年金担当 TEL: 62-2154	新住所の証書等(令和5年7月末まで有効のもの)を9月中にお送りいたします。新しいものが届くまでは旧住所表記のものをお使いください。
国民年金(第1号被保険者)加入中または受給中の方	川越年金事務所 TEL: 049-242-2657 嵐山町役場 町民課 保険・年金担当 TEL: 0493-62-2154	手続き不要です。 厚生年金、共済年金加入中または受給中の方は勤務先や共済組合にお問い合わせください。

手続き	担当課	備考
介護保険 ・被保険者証 ・負担割合証 ・負担限度額認定証	嵐山町役場 長寿生きがい課 長寿生きがい担当 TEL：62-0718	地番変更後に、住所欄の記載を新しい地番に変更した証書等をお送りいたします。
子ども医療費受給資格証	嵐山町役場 福祉課 児童福祉担当 TEL：62-0716	
ひとり親家庭等医療費受給資格証		

② 住所変更手続きの必要があるもの

これ以降の手続きは、皆様方に実施をしていただく必要があります。また、手続きには後日送付予定の住所変更証明書が必要となるものもございますのでご注意ください。不足が生じた場合は、嵐山町役場町民課で発行しております（3ページ参照）。

なお、行政手続き以外の住所変更に関する手続きにつきましては、登録先ごとに手続きが異なりますので、それぞれの窓口にお問い合わせください。また、こちらの記載以外に法令等で届出を要するものにつきましては、それぞれ所定の手続きをお願いいたします。

自動車関連

運転免許証をお持ちの方および自動車等（125cc以上）の所有者・使用者として登録されている方は、それぞれ変更手続きが必要となります。また自動車等（125cc以上）の所有者・使用者の住所変更手続きにつきましては、所有・使用している車体によって届出先が異なりますのでご注意ください。

手続き	届出先	必要書類等	期限
運転免許証の住所、本籍の変更	小川警察署 TEL：0493-74-0110 運転免許センター TEL：048-543-2001	・運転免許証 ・住所変更証明書 ・本籍変更証明書 （本籍が変わる方）	お早めに変更手続きを行ってください。
軽自動車の所有者・使用者の住所および使用の本拠の位置の変更	軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所 TEL：050-3816-3112	・検査証記入申込書 ・住所変更証明書 ・印鑑 ・車検証	

手続き	届出先	必要書類等	期限
自動車・オートバイ(125cc超)の所有者・使用者の住所および使用の本拠の位置の変更	関東運輸支局 埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 TEL: 050-5540-2027	・検査証記入申込書 ・住所変更証明書 ・印鑑 ・車検証(軽2輪の届出済証と自賠責保険証)	お早めに変更手続きを行ってください。

公共サービス

各ご家庭の電気に関する契約変更は、契約先の窓口により住所変更をお願いいたします。

また、東京電力と契約されている方につきましては、下記の電話窓口より住所変更をお願いいたします。

東京電力カスタマーセンター TEL: 0120-995-442

受付時間 月曜日～土曜日(休祝日を除く) 9時～17時

住民登録関連

個人番号カード、在留カードについては住所変更の手続きが必要となります。

手続き	届出先	必要書類	期限
個人番号カードの住所変更	嵐山町役場 町民課 戸籍・住民担当 TEL: 0493-62-2154	・個人番号カード	お早めに変更手続きを行ってください。
署名用電子証明書の再登録		・個人番号カード	当該サービスを利用する前に手続きを行ってください。
在留カードの住所変更		・在留カード	お早めに変更手続きを行ってください。
特別永住者証明書の住所変更		・特別永住者証明書	

年金・保険関連

手続き	届出先	必要書類等	期限
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・精神保健福祉手帳 ・療育手帳 の住所変更	嵐山町役場 福祉課 社会福祉担当 TEL：0493-62-0716	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・精神保健福祉手帳 ・療育手帳 ・印鑑 	お早めに変更手続きを行ってください。
障害福祉サービス受給者証の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス受給者証 ・印鑑 	
自立支援医療受給者証の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療受給者証 ・印鑑 	
<ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当 の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 	
重度心身障害者医療費受給者証の住所変更		<ul style="list-style-type: none"> ・受給者証 ・印鑑 	

その他

図書館の登録（カード）は住所変更の手続きが必要となります。

住所が変更されたことがわかるもの、住所変更証明書、変更後の免許証等をお持ちください。

不動産（土地・建物）関連 ※該当するのは土地・建物の所有者の方

土地・建物の表題部は法務局が変更しますが、登記部（甲区）に記載されている所有者（登記名義人）の住所は、皆様に手続きをしていただく必要がございます。ただし、土地区画整理事業地内の土地・建物については、換地処分の登記が完了するまで、一般の登記手続き（住所変更手続き、売買・贈与等による所有者移転登記等）や登記事項証明書、地図・図面に関する証明書交付事務が停止されます。

変更期限はありませんので、売買・贈与・抵当権の設定等の事由が生じた際に合わせて手続きされても結構です。

なお、停止期間は約4ヶ月となると思われませんが、詳しくはさいたま地方
法務局東松山支局にお問い合わせください。

手続き	届出先	必要書類等	期限
<ul style="list-style-type: none"> ・土地・建物等不動産所有者の住所変更登記 ・土地・建物登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記 	さいたま地方法務局 東松山支局 Tel : 0493-22-0379	<ul style="list-style-type: none"> ・変更登記申請書 ・住所変更証明書 ・印鑑 	手続きに期限はありませんので、売買・贈与・抵当権の設定等の事由が生じた際に合わせて手続きをされても結構です。 ※なお、手続きをされる場合は換地処分登記事務停止期間終了後に行ってください。

5 登記申請について

登記申請をするにあたり、申請方法によって記載内容が異なります。ここでは主な申請内容に分けてご説明します。

【登記申請書記載上の諸注意】

- 1 10 ページ以降の記載例をご参照ください。
(①土地と建物の場合 ②共有の土地と建物の場合)
- 2 登記原因証明情報として、住所変更証明書を添付してください。
この場合、登録免許税はかかりません。
- 3 文字は、直接パソコン（ワープロ）を使用し入力するか、インク、黒色ボールペン、カーボン紙等で、はっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- 4 申請書の内容は、権利証等で確認し、正確に記入してください。
- 5 1枚の申請書で、複数の不動産について申請できます。
- 6 申請書は、他の添付書類と共に左とじにして提出してください。申請書が2枚になるときは、申請人又は代理人の印でつづり目に割り印してください。
- 7 代理人の方が手続きをする場合は委任状をお持ちください。
- 8 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表

面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により送付してください。
なお、登記完了証の郵送をご希望の場合は、郵便切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

なお、登記に関するご質問は さいたま地方法務局 東松山支局までお願いいたします。

さいたま地方法務局 東松山支局

住所：〒355-0011

東松山市加美町1番16号

TEL：0493-22-0379（代）

6 関係機関連絡先

- ・嵐山町役場

住 所：〒355-0211

嵐山町大字杉山 1030 番地 1

T E L：0493-62-2150

税務課

T E L：0493-62-2153

町民課

T E L：0493-62-2154

福祉課

T E L：0493-62-0716

長寿いきがい課

T E L：0493-62-0718

まちづくり整備課

T E L：0493-62-0721

教育委員会事務局 教育総務担当

T E L：0493-62-0823

教育委員会事務局 生涯学習担当

T E L：0493-62-0824

- ・さいたま地方法務局 東松山支局

住 所：〒355-0011

東松山市加美町 1 番 16 号

T E L：0493-22-0379

- ・小川警察署

住 所：〒355-0321

小川町大字小川 344 番地

T E L：0493-74-0110

- ・運転免許センター

住 所：〒365-0028

鴻巣市鴻巣 405 番地 4

T E L：048-543-2001

- 軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所
住 所：〒360-0841
熊谷市新堀字北原 960 番地 2
T E L：050-3816-3112
- 関東運輸支局 埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所
住 所：〒360-0844
熊谷市御稜威ヶ原字下林 701 番地 4
T E L：050-5540-2027
- 川越年金事務所
住 所：〒350-1196
埼玉県川越市脇田本町 8 番地 1 U_PLACE5 階
T E L：049-242-2657

7 住居番号変更通知用はがきについて

住所地番の変更に伴い、日本郵便株式会社より住居番号変更通知用はがきを提供していただきます。下記の記載例を参考にご記入の上、同封の回収用封筒に入れて、最寄りの郵便局またはポストにお出してください。（切手を貼る必要はありません。）

また、表面には新住所をお伝えする方の郵便番号とご住所、ご氏名のみをお書きください。表裏ともに住所と名称以外の記入（挨拶等）が確認された場合、はがきが無効となり、郵送されません。

なお、一世帯につき50枚のはがきをお配りする予定です。

ご不明な点がございましたら、東松山郵便局にお問い合わせください。

(裏面)

<p style="text-align: center;">住所変更のお知らせ</p> <p>令和4年9月3日に住所変更が実施され、お知り合いの方の住所名が下記のとおりに変更になりますのでお知らせいたします。</p> <ul style="list-style-type: none">・変更日以降に郵便をお出しの際は必ず郵便番号及び新住所をご記入ください。・お客様の住所録をご訂正ください。 <p>新住所 郵便番号 埼玉県比企郡嵐山町大字平沢</p> <p>ご氏名</p> <p>〔集合住宅、アパート等は棟番号、室番号までお書きください〕</p>	<p>換地処分通知書もしくは住所変更証明書に記載された新住所をご記入ください。</p> <p>(記載例)</p> <p>郵便番号 355-0215</p> <p>埼玉県比企郡嵐山町大字平沢〇〇〇〇番地</p> <p>□□アパート △△△号室</p>
	<p>居住者のご氏名をご記入ください。</p>
	<p>表面には、新住所をお伝えする方の郵便番号、ご住所、ご氏名をご記入ください。</p>

※はがきの記載内容は現状においては予定です。今後、お手元に届く住居番号変更通知用はがきと記載内容が異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

嵐山町平沢土地区画整理組合

住所 〒355-0211

嵐山町大字杉山 1030 番地 1

(嵐山町役場まちづくり整備課内)

電話 0493-62-0721
